

# やさしいまちづくり条例の 事前協議書の様式が改正されました！！

2つの法令改正に伴い、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則を一部改正しました。施行日に併せ、2回にわけて様式が変更になります。

※いずれの様式も、施行の際、現に改正前の当該規則の規定により提出されている書類は、改正後の規定により提出された書類とみなす経過措置があります。

## ①令和元年7月1日～

・「いす」→「椅子」、「かご」→「籠」、「すべて」→「全て」に改正

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第298号)の施行

・「日本工業規格」→「日本産業規格」に改正(別記第3号様式その1)

※不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正の施行による、工業標準化法の一部改正(平成30年5月30日法律第33号)

## ②令和元年9月1日～

・床面積の合計が2000㎡以上で、客室の総数が50以上のホテル又は旅館を建築する場合の車椅子使用者用客室の設置基準について、

「1以上」→「建築する客室総数の100分の1以上」に改正  
(別記第3号様式その1)

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第298号)の施行

事前協議の新様式は熊本県ホームページに掲載しております。

URL: [http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_28452.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_28452.html)

お問い合わせ 熊本県建築課アートポリス・UD班 (TEL:096-333-2537)

